

【事業運営検討W・G】 今後の議論の方向性について（案）

	議論の方向性(案)	検討にあたってのポイント	W・Gでの主な意見
全般			・対市民向けには、保険料が一緒ならサービス等も一緒というのが当然。全体的に標準を出して合わせていくべき
保険料関係 (本算定期、 仮算の有無、 納期数)	・仮算の有無については、事務の効率化等の観点から、「なし」で統一の方向で検討。ただし、統一時期については、引き続き検討が必要。 ・本算定期と納期数はセットで議論することになるが、被保険者への影響や、事務処理体制を考慮しながら、6月(納期数10回)、7月(納期数9回)のいずれとするか引き続き検討。	・「一つの国保」に加入 ・府内の統一保険料率実現に向けた検討(財政WG)の方向性との整合性・事務の効率化(すでに仮算定を廃止した市町村の取扱い) ・被保険者に対する影響(仮算あり⇒12回払い・本算のみ⇒10回、9回払い等) ・収納対策等への影響 ・本算のみの場合の年度当初のキャッシュフローへの影響	・統一保険料にするのであれば、統一すべき(時間をかけて統一という意見もあり)。 ・府内統一保険料を想定すると、本算定期が異なるのは混乱が予想されるため、統一すべき。 ・(仮算定がなくなっても、)納期数が極端に減らなければ、納付相談の一環として分割納付も可能なので被保険者に不利益とはならない。 ・仮算を復活させると事務量の増加となり困難。 ・納付相談の手法として、納期数以上の分割納付も可能であるため、市町村の独自性を認めるべき。 ・保険料収納対策のため標準化は困難。 ・給付費が確実に府から支払われるのであれば、仮算はなしで本算定1本でよい。 ・納付相談の対応として、1回目は現在の仮算期間に分納を行うことができるため、基本的には本算定1本でよいのでは。 ・基本的には6月本算で納期数10回でよいのではないか。 ・基本は6月本算として、できない市町村は、他市町村の事務のやり方等の共有を行っていくとよいのではないか。 ・仮算をなくすことに異論はないが、現在、6月に所得確定して、料率の試算と未申告者の所得照会をし、料率決定の際に運営協議会へ諮っている。この流れと同じであれば6月本算は厳しい。
一部負担金 減免基準	一部負担金減免の基準は、統一保険料率とするのであれば、公平性確保の観点から同一の取扱いが望ましいという意見がある一方、市町村によって多種多様であるため、標準を定めるべきか否か、引き続き国の議論も注視しつつ検討が必要。 なお、標準を定めるとした場合などは、激変緩和の取扱いや一般会計繰入れの取扱いも併せて検討が必要。	・「一つの国保」内での公平性 ・市町村ごとに独自に項目を追加している例が多い ・現行制度では、必要な財源は基本的に各市町村の一般会計繰入れにより対応 ・保険料の条例減免基準との整合性	・統一保険料率であれば府内で統一すべき。 ・保険料減免と同じく、時間をかけて統一されるべき。 ・保険料の算定に含める部分は標準化したうえで、市町村の独自性も認めるべき。 ・時間をかけて統一の方向へもっていくべきであるが、過去の経過の勘案も必要。 ・これまでの取り扱いが異なるため、統一は困難。 ・保険料減免と同様、今までの経過もあり統一するのは困難かと思うが、保険料減免との整合性を図りながら、一定の標準は必要。
出産育児一時金 葬祭費	統一保険料率とするのであれば、負担と受益の公平性確保の観点から 出産育児一時金:政令基準どおり一律420,000円 葬祭費:府内一律50,000円 とし、制度改革スタート時の平成30年4月から統一。	・「一つの国保」内での公平性 ・府内医療機関では、産科医療保障制度に加入していない医療機関なし。 ⇒結果として、実質42万円で統一されている。 ・後期高齢者医療制度では、葬祭費は5万円	・同一保険料であれば同一の給付が行われるべき。 ・保険料の算定に含めるのであれば、統一すべき。 ・保険者間での差があまりないように思われるので統一すべき。 ・出産育児一時金は政令基準どおり府内一律420,000円、葬祭費は府内一律5万円で平成30年度当初から統一の方向でどうか。
保健事業の 実施項目・水準	保健事業については、府内市町村のボトムアップを図る観点も踏まえ、標準を定めるとしつつ、それぞれの市町村で実情が異なるので、その運用については、個々の判断で横だし・上乘せを認める方向で引き続き検討。	・「一つの国保」内での公平性 ・保健事業の実施主体は市町村 ・保険者努力支援制度創設を見据えた、実施状況等の底上げ ・現在、市町村ごとに項目の追加、独自事業の実施等がある ・事務の標準化・効率化・広域化の推進	・特定健康診査の項目上乘せや、特定保健指導の独自性が進んでいるため、市町村の独自性を認めるべき。 ・市民健診等との一体化されたこれまでの事業が後退することがないよう独自性は認めるべき。 ・市町村へのインセンティブを保つため独自性は残すべき。 ・事業を行う土壌や資源等に差異があることから統一は困難。 ・標準(最低基準)は定めるが、市町村での運用はそれぞれの特色を出しながら、横だし・上乘せを認めるべき。
医療費適正化の 取り組み	医療費適正化の取組みについて、事務の効率化の観点から統一すべきという意見がある一方、医療費削減に向けた市町村の努力が必要であることや、それぞれの市町村で実情が異なるので、個々の判断でよいという意見もある。 このため、標準を定めるべきか否か、統一時期等含めて引き続き検討が必要。	・保険者努力支援制度創設を見据えた、実施状況等の底上げ ・現在、市町村ごとの取組状況に差異がある ・事務の標準化・効率化・広域化の推進	・共同処理によってコストダウンをめざすため、通知関係は統一すべき。 ・経費が納付金算定に含まれるのであれば統一すべき(統一時期は未定)。 ・医療費適正化によるインセンティブがないなら、時間をかけて統一すべき。 ・(統一によって、)これまでの(市町村の)取り組みを後退させることになってはならない。 ・各市町村は医療費の削減に努力する必要がある、市町村で独自に行っていくべき。 ・柔道整復療養費の調査等は独自性を認めるべき。
レセプト点検の 実施内容	レセプト点検について、事務の効率化の観点から統一すべきという意見がある一方、医療費削減に向けた市町村の努力が必要であることや、それぞれの市町村で実情が異なるので、個々の判断でよいという意見もある。 このため、標準を定めるべきか否か、統一時期等含めて引き続き検討が必要。	・現在、市町村ごとの取組状況に差異がある ・事務の標準化・効率化・広域化の推進	・経費が納付金算定に含まれるのであれば統一すべき。 ・レセプト点検のインセンティブがないなら、時間をかけて統一すべき。 ・各市町村は医療費の削減に努力する必要がある、市町村で独自に行っていくべき。 ・(統一によって、)これまでの(市町村の)取り組みを後退させることになってはならない。 ・各市町村での土壌や資源等に差があるため、統一は困難。 ・点検項目について標準をどこにもってくるか検討し、国保連合会でしてもらえれば。
被保険者証等の 様式(短期証・ 資格証含む)	被保険者証の様式については、資格管理が都道府県単位となるため、国の議論を注視しつつ、統一の方向で検討。ただし、統一時期については引き続き検討が必要。 その他の証については、統一の可否について引き続き検討。	・府内の市町村国保に加入する被保険者は、大阪府域で運営する同一の保険制度(一つの国保)に加入 ・府内の市町村間での異動は資格の得喪は発生しないが、転居後の市町村で新たに被保証を発行 ・事務の標準化・効率化・広域化の推進 ・被保証のカード化はH27.10に全市町村で切替完了予定	・証の更新など、共同処理によるコストダウンをめざすため、時間をかけて様式の統一は必要。 ・標準システムの配布時期により、市町村との連携システムのマッチングが平成30年度には間に合わない可能性がある。 ・医療機関が混乱しない程度、統一が必要と考えるが、レイアウト、印字位置までは自庁システムが異なるため困難。 ・市民への説明についてわかりやすさを重要視することが大事であるとともに、事務効率化を促進していくためには統一が必要。 ・被保険者証の様式については、資格管理が都道府県単位になるので揃えない理由はない。 ・高齢受給者証について、カード化が進まないのは単にはタイミングがないというだけだと思う。 ・被保険者証をカード化した際に、被保険者より使いにくい旨を指摘され、高齢受給者証をカード化した経緯がある。

	議論の方向性(案)	検討にあたってのポイント	W・Gでの主な意見
通常証更新時期、有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・通常証更新時期・有効期間については、被保険者証の様式を統一する方向で検討することから同様の方向性で検討。 ・証更新時期についてはほぼすべての府内市町村で10月に行われている状況であるが、他に妥当な時期があるか検討が必要。 ・有効期間については、多くの市町村が1年であるが、事務の効率化、収納対策の観点から「1年」又は「2年」のいずれとするか引き続き検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一つの国保」に加入 ・事務の標準化・効率化・広域化の推進 ・更新時期 10月：41市町村、9月：1市、3月：1市 ・有効期間 1年：38市町村、2年：5市 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間1年で統一するのが妥当。 ・被保険者に不公平感が出るため有効期間は時間をかけて統一すべき。 ・対医療機関において、同一保険者ということを考えると有効期間の統一は必要。 ・共同処理をめざすには時間をかけて統一されている方が良い。 ・平成30年4月に一斉に切り替え、有効期間を統一するのは現実的でない。 ・平成30年度以降の各市町村の証更新時に、次回の更新時期と有効期限を統一してはどうか。 ・証に交付年月日の記載があれば統一する必要はない。 ・保険料収納対策のため標準化は困難。 ・有効期限も府内で揃えたらよいと思う。 ・カード化によりコストアップのため、有効期限を1年から2年にした経緯がある。有効期間を2年から1年にすると、交付事務が増える。 ・有効期間が2年だと、短期証を交付するまで2年かかることになる。 ・過去は2年の有効期間であった保険者が多かったようだが、滞納世帯の増加や資格異動が増えたことにより有効期限が1年である保険者が増えたようである。
通常証交付方法	<p>通常証の交付方法について、事務の効率化の観点から統一すべきという意見がある一方で、収納対策などそれぞれの市町村で実情が異なるので個々の判断でよいという意見もある。</p> <p>このため、標準を定めるべきか否か引き続き検討が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格管理の主体は市町村 ・事務の標準化・効率化・広域化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同処理をめざすのであれば、統一されている方が良い(時間をかけて)。 ・原則郵送としつつ、市町村の差異を認めるべき。 ・保険者の規模・地域性に応じた交付方法がある。 ・保険料収納対策のため標準化は困難。 ・郵送(簡易書留)を基本とした上で、実際の運用は収納対策の手段でもあるので、個々の保険者の判断でよいのではないか。 ・被保険者証は郵送で交付するため、1～2週間程度の有効期間の資格確認証(国保資格を有することを証明するもの)を手渡している。
被保険者番号	<p>被保険者番号の統一の必要性は、府内市町村間での転居時における高額療養費の多数該当の引き継ぎ方法など、国の議論を注視しつつ、引き続き検討が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証の書式(レイアウト)の共通化や通常証交付事務の共同化(広域化)の検討との整合性、影響等を考慮する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内での異動は同一保険者間での異動のため、統一すべき。 ・府内異動による高額療養費の多数該当に影響が出るようであれば統一する必要がある。 ・変更することにより、医療機関等において混乱を招く恐れがある ・資格管理や高額療養費の仕組みが決まらないと統一の必要性は判断できない。
短期証の交付基準、有効期間、交付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・短期証の交付基準等については公平性確保の観点により統一することが必要という意見がある一方で、収納対策等それぞれの市町村で実情が異なるので個々の判断でよいという意見がある。 ・このため、標準を定めるべきか否か、引き続き検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一つの国保」内での公平性 ・短期証は保険給付の内容に影響を与えるものではない ・短期証は滞納世帯との接触機会を増やし、納付指導の機会確保するためのものであり、交付基準等は各市町村の収納対策等に大きく影響するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 ・府内統一保険者となるのであれば、統一すべき。 ・保険料収納対策のため標準化は困難。 ・収滞納に関わることは両論併記で、どこに収れんしていくのか引き続き検討すべき。 ■ 交付基準・有効期間について ・同一保険料率なので公平性を確保するためにも時間をかけて統一すべき。 ・保険者ごとの判断があると思うので市町村ごとの独自性を認めるべき。 ■ 交付方法について ・被保険者との接触を経て交付することが原則であるが、過去の経過や被保険者数を勘案せざるを得ないので独自性を認めるべき。 ・徴収方針に関わるものであるので市町村の判断でよい。
資格証の交付基準、有効期間、交付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証の交付基準等については、公平性確保の観点により統一することが必要という意見がある一方で、収納対策等それぞれの市町村で実情が異なるので個々の判断でよいという意見もある。 ・このため、標準を定めるべきか否か、引き続き検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一つの国保」内での公平性 ・資格証明書は保険給付の内容に大きく影響を与える(償還払い) ・交付に当たっては、個別に「特別の事情」の有無を確認する必要がある(機械的交付の禁止) ・資格証明書は滞納世帯との接触機会を増やし、納付指導の機会確保するためのものであり、交付基準等は各市町村の収納対策等に大きく影響するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 ・府内統一保険者となるのであれば、統一すべき。 ・保険料収納対策のため標準化は困難。 ・収滞納に関わることは両論併記で、どこに収れんしていくのか引き続き検討すべき。 ■ 交付基準・有効期間について ・処分性が強く、差異が生じると不公平感が伴うので統一すべき。 ・同一保険料率なので公平性を確保するためにも時間をかけて統一すべき。 ・保険者ごとの判断があると思うので市町村ごとの独自性を認めるべき。 ■ 交付方法について ・被保険者との接触を経て交付することが原則であるが、過去の経過や被保険者数を勘案せざるを得ないので独自性を認めるべき。 ・徴収方針に関わるものであるので市町村の判断でよい。
滞納処分の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の取り扱いについては、公平性確保の観点により統一することが必要という意見がある一方で、収納対策等それぞれの市町村で実情が異なるので個々の判断でよいという意見もある。 ・このため、標準を定めるべきか否か、引き続き検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一つの国保」内での公平性 ・滞納処分の取扱いは各市町村の収納対策等に大きく影響するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一保険料率のもと公平性を確保するためにも、時間をかけて統一すべき。 ・税務部門と共同して事務を行っている市町村があるため統一は困難。 ・市町村での取り扱いが異なるため、統一は困難。 ・収滞納に関わることは両論併記で、どこに収れんしていくのか引き続き検討すべき。